

(案)

東京都通称道路名検討委員会報告書  
(中間のまとめ)

平成 25 年 9 月 6 日

東京都通称道路名検討委員会

# 東京都通称道路名検討委員会報告書

## (中間のまとめ)

本委員会は、平成25年4月17日に貴職から依頼を受け、都内道路に新しい通称道路名を設定することなどについて検討を行ってまいりましたが、その中間のまとめを報告します。

平成25年9月6日

東京都建設局長 殿

東京都通称道路名検討委員会 会長 秋山哲男

# 目 次

はじめに

## I. 今回の通称道路名の検討について

第一 対象とする道路の選定基準

第二 通称道路名設定の基準

第三 通称道路名の設定及び既に設定した道路の改定

第四 設定した通称道路名の普及広報について

## II. 今後の通称道路名の設定について

今後の通称道路名の設定について

おわりに

添付資料 別表 1 新規設定通称道路名（案）一覧表

別表 2 既設定道路の改定一覧表

東京都通称道路名検討路線図

はじめに

これまで東京都は、昭和 37(1962)年・38(1963)年と昭和 59(1984)年の二度にわたり、都内の主要道路 129 路線に通称道路名を設定してきた。これは、都市計画事業に際して付される路線名や、道路法に基づき決定される路線名とは異なり、都民をはじめとする道路利用者に分かりやすく親しみやすい名称を設定し、都内交通の利便を図ることを目的としたものである。

これまで設定された通称道路名はすでに約 50 年にわたり、道路案内標識に記載されるとともに、交通情報や地図情報としても広く使用され、都民生活に定着してきた。

しかし、前回設定からすでに約 30 年が経過し、多摩地域をはじめとして多くの道路が新設・延伸され、新たに通称道路名を設定する必要が生じている。

そのため、本委員会は東京都建設局長からの依頼により、今回新たに設定する路線の選定及び通称道路名の設定などについて検討を行った。また、新たに設定する通称道路名は、広く都民に普及を図るための取組みが必要であるため、その方法についても検討したところである。

併せて、主要な国道、都道については、路線ごとに地域からの意見を聴取しつつ開通時までに通称道路名を設定していくことが、その目的から望ましいと考えられるため、その手続きのあり方などについての検討を行った。

今回、その結果について、この中間のまとめにおいて報告する。

## I. 今回の通称道路名の検討について

### 第一 対象とする道路の選定基準

#### 1. 新規設定道路

(1) 国道又は次のいずれにも該当する都道であること。

① 都市計画道路として整備されているか、今後整備される見込みの道路。

② 2以上の区市町村にわたる交通上重要な道路であって、既設道路と結び道路網として一体性を有する、概ね5 km以上にわたる道路。

(2) 上記のほか、都民生活や観光にとって重要な意義を有する道路。

#### 2. 既設定道路について改定を行うもの

(1) 新設又は延伸された道路のうち、次に該当する道路であること。

① 起・終点変更があり、既設道路の一部として一般に考えられている道路。

② バイパス整備等により、路線として経路変更の必要がある道路。

(2) 上記には該当しないが、交通の実態に鑑み、特に改定が必要と思われる道路。

#### 3. その他

(1) 既に通称道路名が設定されている道路については、その名称が親しまれ、広く地図情報や交通情報に利用されていることから、原則として対象としない。

- (2) 対象道路の選定に際しては、地元区市町村に照会を行い、その意見を参考にして検討を行う。

## 第二 通称道路名設定の基準

### 1 基本的な考え方

選定すべき道路は、いずれも交通及び観光にとっての重要な道路であり、通称道路名設定の目的を達成するため、一般に分かりやすく、親しみやすい名称とすることを原則とする。

また、通称道路名を設定していない道路のうち、既に地域において歴史的な由来を持ち、事実上用いられている名称を持つ道路があるが、これについては、地元区市町村の意見を参考にしながら、極力尊重する。

### 2 選定の基準

- (1) ○○道路または○○通りとすることを原則とし、○○線という名称は、鉄道の路線名と混同されやすいので、用いないこと。
- (2) ○○街道という名称は、歴史的に由緒あり、現在一般に広く知れ渡っているものを除き、使用しないこと。
- (3) 数字などによる、統一的な通称名をつけることは、道路法による路線名と混乱を生ずる恐れがあるため、用いないこと。
- (4) 特定町名は、町名が変更された場合、混乱を生じさせるため、できるだけ用いないこと。
- (5) 人名および建築物名は、歴史的文化的に特に意義があるもの以外は用いないこと。

- (6) 比較的長距離の道路は、場合により、鉄道や幹線道路などの明白な境界線をもって両分し、それぞれ命名する方針をとること。
- (7) 外国人向けにローマ字で通称名を表す場合を考慮し、長い通称名はできるだけ用いないこと。
- (8) ラジオ・テレビ放送による道路交通情報等に使用されることを考慮し、読みやすく、聞き取りやすい名称とすること。

### 第三 通称道路名の設定及び既に設定した道路の改定

都内地元自治体との意見交換などを行った原案を委員会で審議した結果、別表1の通り、新たに43路線に通称道路名を設定することを提言する。

また、12路線については、既に設定した通称道路名のある路線と連続しているため、別表2の通り、それを用いることが適切であると考える。

### 第四 設定した通称道路名の普及広報について

これまで設定してきた129路線の国道、都道の通称道路名は、沿道の案内表示に用いられるとともに、ラジオ、テレビの交通情報や地図情報で広く用いられ、都民をはじめとする道路利用者に親しまれてきた。

これにより、道路交通の円滑化や災害時の避難経路の周知に資するのみならず歴史的な地域名とともに、商業振興や観光振興に寄与するなど、都民生活に広く浸透している。

今回新たに設定し、または改定する通称道路名については、このことを踏まえ、次の方法などにより広く周知を図るべきである。

- 1 東京都公報への登載
- 2 地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請
- 3 商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動
- 4 報道機関への説明
- 5 道路案内標識の設置
- 6 東京都ホームページやツイッターなどを活用した広報活動

## Ⅱ. 今後の通称道路名の設定について

### 今後の通称道路名の設定について

これまで通称道路名の設定にあたっては、一斉に対象路線を選定し、自治体代表や各界の専門家で構成される委員会を開催し、内容を検討して東京都に提言を行い、それを受けて東京都が決定を行ってきた。

しかしこの方式では、主要幹線道路が開通したにも関わらず、通称道路名がないままに置かれることとなりかねない。通称道路名の目的は、目的地への移動を容易にする道しるべとして都内交通の利便を図り、都内観光や災害時における避難、緊急輸送に役立てることにあり、道路案内標識に記載されるとともに、交通情報や地図情報としても広く使用されることを考えれば、開通時までには決定されていることが望ましい。

そこで本委員会では、このことを踏まえ、今後の通称道路名の設定は以下のとおり行うことを提言する。

- 1 東京都は、事業段階から将来の道路網や広域的な観点を踏まえ通称道路名設定について検討を行い、通称道路名を設定するものについては、関係自治体との合意形成を図りながら、名称の検討を行うものとする。なお、路線の選定基準と通称道路名設定の基準については、本検討委員会の報告に記載されている基準に基づくものとする。
- 2 その検討案について、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、国土交通省関東地方整備局、警視庁（交通管理者）、東京都商店街連合会、東京観光財団、東京バス協会等に対して意見照会を行う。なお、必要に応じてその他有識者に個別に意見を求めるものとする。
- 3 開通前に当該路線の通称道路名を決定し、公表する。

おわりに

本委員会は、東京都建設局長からの依頼を受け、この中間報告までに合計4回の会議を開催し、広域的な輸送の役割を果たす都内の国道、都道の通称道路名の設定について検討を行ってきた。

検討にあたっては、各界の代表や有識者の参加を得ながら、歴史や都内各地域の特性、そして交通網としての道路の基本的な役割などを踏まえ、幅広い審議を行ってきた。

東京都建設局においては、本委員会の審議の結果であるこの中間報告を尊重し、引き続き各方面からの意見を聴取しながら、最終報告に結実させていくための努力を払われたい。